

令和3年度十和田市奨学生募集要項

十和田市教育委員会

1. 目 的

有能な人材を育成するため、向学心に燃える優秀な学生及び生徒であって、経済的理由により修学が困難なかたに対して、修学上必要な学費を貸与します。

2. 資格要件

- (1) 保護者が市内に住所を有しているかたであること。
- (2) 高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ）または大学（短期大学を含む。以下同じ）に在学しているかたであること。（専門学校及び大学院は除きます）
- (3) 学費の支払いが困難であること。（独立行政法人日本学生支援機構が運営する貸与奨学金のうち、第二種奨学金の家計基準に準じます）
- (4) 心身ともに健康で、学業成績が優良であること。

3. 募集人数

- (1) 高等学校に在学しているかた・・・5名程度
- (2) 大学に在学しているかた・・・15名程度

4. 貸与金額等

- (1) 高等学校に在学しているかた・・・月額 15,000 円以内
- (2) 大学に在学しているかた・・・月額 64,000 円以内
- (3) 貸与額の単位・・・・・・・・千円単位での貸与
- (4) 貸与時期・貸与方法・・・・・・・・6月に1年分を一括して貸与（振込）

5. 貸与期間

在学する学校の正規の修学期間とします。

6. 保証人

2人の連帯保証人を必要とし、1人は保護者、他の1人は市内に居住する成人であって、独立の生計を営むかたとします。

7. 選 考

十和田市奨学生選考委員会の審議を経て、奨学金の貸与を受ける者及び貸与金額を教育委員会が決定します。（5月中の予定）

8. 返 還

- (1) 貸与期間の満了または貸与を廃止した月の1年後から10年以内に、教育委員会の承認する返還計画に基づき返還することとなります。
- (2) 本奨学金は無利息です。

9. 原級留置（留年）となった場合

成績不良、出席日数不足等により進級できなかった場合、その年の奨学金は貸与しませんが、進級が確認できたら貸与を再開します。

なお、在学中に2回進級できなかった場合は、奨学金の貸与を廃止することとします。

10. 申請書類 ((2)~(6)は令和3年4月1日以降に発行されたもの)

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 成績証明書
（1年生の場合は、前学校の最終学年の証明書。2～4年生は前学年の証明書）
- (3) 在学証明書
- (4) 住民票謄本（別世帯でも生計を一にしている家族分を含みます）
- (5) 令和2年度（令和元年度）所得証明書（学生以外の(4)の家族全員分）
- (6) 連帯保証人2人の印鑑証明書（奨学金貸与申請書に押印した印鑑の証明書）
- (7) 奨学金返還計画書（申請書添付用）
- (8) 申請時の確認事項

11. 申請方法・申請受付期間

十和田市教育委員会教育総務課に申請書類を持参してください。

受付期間は、令和3年4月1日（木）～4月30日（金）です。

（土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

12. その他

- (1) この要項に定めのない必要事項等については、十和田市奨学金貸与条例及び十和田市奨学金貸与条例施行規則によります。
- (2) 本市の奨学金は、他の奨学金と併用が可能ですが、将来の返還額をシミュレーションしたうえで、貸与額を決定してください。
- (3) 参考・貸与金額と返還額の例

高校	貸与額	月 5,000 円	月 10,000 円	月 15,000 円	
	返還額	月 1,500 円 総額 18 万円	月 3,000 円 総額 36 万円	月 4,500 円 総額 54 万円	
大学	貸与額	月 40,000 円	月 50,000 円	月 60,000 円	月 64,000 円
	返還額	月 16,000 円 総額 192 万円	月 20,000 円 総額 240 万円	月 24,000 円 総額 288 万円	月 25,600 円 総額 307.2 万円

※返還額の月額は、10年間毎月均等払いで返還した場合の額

13. 申し込み・問い合わせ先

十和田市教育委員会 教育総務課 学務係（十和田市役所 別館3階）

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1 電話 0176-58-0182